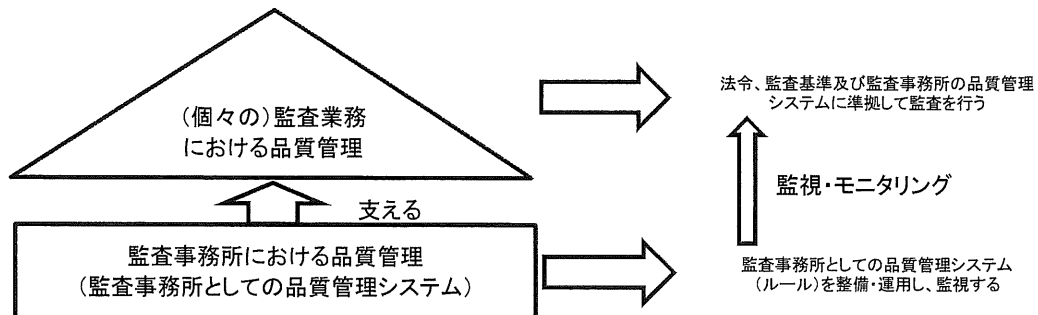


第4章 個別論点

第4節 監査の品質管理

○学習のポイント

- ・ほぼほぼ短答論点です。短答で毎年1題は出題されますが非常に難易度が高いので捨てても構いません。
- ・非常に無味乾燥な内容や規定ばかりなので、覚えようとしなくてください。
- ・問題集、過去問によるアウトプットを通じてインプットしましょう。
- ・学習上のポイントの1点目は、主語(主に、監査事務所or監査実施の責任者(監査責任者))を押えることです。主語を2種類のマーカーで区別していきましょう。
- ・学習上のポイントの2点目は、次の構造を頭に置くことです。詳細は【図表7】参照。
《監査法人(監査事務所)の品質管理の体制》



前書き(短答:A、論文:B)

1 監査の品質管理総論

(1) 監査の品質管理の目的(短答:B、論文:C)

2つ目的があることを知っておいてください。

(2) 監査の品質管理の種類(短答:A、論文:A)

監査基準の一般基準の規定であり、この規定は正確に覚えておく必要があります。

品質管理基準に合わせると、6の主語は「監査事務所」、7の主語は「監査実施の責任者」です。

(3) 品質管理基準の位置づけ(短答:A、論文:B)

監査基準と品質管理基準はともにGAASを構成し、四半期レビューにも適用されるというのがポイント！(288頁)

(4) 品質管理システムの整備及び運用(短答:A、論文:A)

1はルール作り、2は準拠して実施、3はモニタリング(監視)のことです。

【図表7】を用いて、品質管理の登場人物の関係性について構造を理解していきましょう！

(5) 品質管理システムの構成(短答:A、論文:C)

6つあることを覚えておきましょう。

2 品質管理のシステム各論

(1) 品質管理に関する責任(短答:B、論文:D)

責任者を明確にし、責任者は責任をもって監査業務を行うという当たりの前のことが規定されています。

(2) 職業倫理及び独立性(短答:B、論文:D)

職業倫理や独立性を維持して監査を行うための基本的な枠組みについて規定されています。

なお、職業倫理は385頁以下で学習しますが、32頁の監査主体の条件と類似のものとイメージしてください。

(3) 契約の新規の締結及び更新(短答:B、論文:B)

所定の条件が満たされないと監査業務の契約を締結・更新してはなりませんが、

所定の条件や所定の条件を満たしたうえで監査契約を締結更新するための仕組みについて規定されています
③の下に「監査責任者は…判断しなければならない。」の読み方ですが、次のように読み替えてください。

「(筆頭業務執行社員である)監査責任者は、(次席業務執行社員である監査責任者が行った)監査契約の新規の締結及び更新が、監査事務所の定める方針及び手続に従って適切に行われていることを確かめ、…」
【監基報220:11】

【研究】監査業務の契約条件の合意(短答:B、論文:C)

財務報告の枠組みの受入が問題となるのは、主に、特別目的の財務諸表の監査のときです(348頁)。

また、監査の前提条件とは27頁(2)のとおり、経営者が自らの責任を認識し理解していることをいいます。

[参考]監査契約に係る予備的な活動(短答:D、論文:D)

(4)専門要員(＝パートナー、専門職員(補助者))の採用、教育・訓練、評価及び選任(短答:B、論文:D)

監査を行う適性、能力、経験等をもった専門要員の採用・訓練、人事評価、選任が必要とされます。

なお、1.の監査実施者とは、監査実施の責任者及び補助者を総称する呼称であり専門要員と同義です。

(5)業務の実施(短答:B、論文:C)

監査の品質を確保するために、個々の監査業務の遂行に当たり実施しないといけないことが規定されています
指揮命令系統の明確化、補助者に対する指示、指導、監督(監査調書の査閲を含む。)、審査などです。

①専門的な見解の問い合わせ(短答:B、論文:C)

例えば、のれんの資産性や連結の範囲に含めるかどうかの判断には高度な専門性が伴います。

そこで、これらの実質的で難しい判断については、監査事務所内外の者に問い合わせをすることがあります。

このことを専門的な見解の問い合わせといいます。審査担当者にも問い合わせることがあることがポイント!

②監査上の判断の相違(短答:B、論文:B)

監査実施の責任者(業務執行社員)間、審査担当者と業務執行社員との間の判断の相違が考えられます。

監査報告書発行に当たって監査上の判断の相違を解決しなければならない点がポイントです。

解決されない限りどのような場合であっても、監査報告書を発行することは認められません。

③審査(短答:B、論文:B)

監査チームに所属しない、業務執行社員程度の経験がある監査法人の社員(公認会計士)が実施します。

一般的に審査担当社員といいます。

監査責任者と討議したり、財務諸表や監査調書などを検討する手続をいいますが、その目的は監査基準
(第4・報告基準・一 基本原則)の冒頭2行を覚えてください。

なお、審査の省略は3つの条件があること、金商法や会社法では認められないことを知っておいてください。

(6)品質管理のシステムの監視(短答:A、論文:C)

日常的監視及び定期的な検証が含まれますが、短答用のポイント並びに詳細は【図表7】参照してください。

品質が維持担保されているか、品質を損なうような重要な問題が生じていないかチェックする仕組みです。

4.をいわゆる内部通報制度といいます。

なお、定期的な検証は、審査担当者(審査担当社員)が実施してはなりません(審査も検証範囲になるため。)

[参考]監査事務所間の引継・共同監査(短答:C、論文:D)

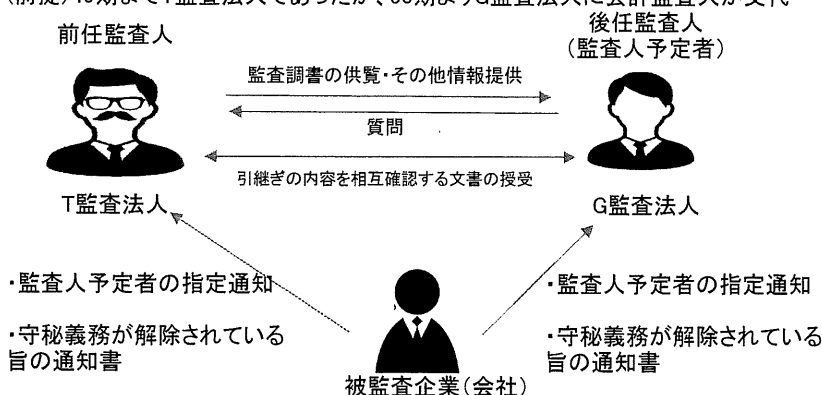
【研究】監査人の交代(短答:C、論文:C)＝後任監査人のための引継ぎ制度

重要というわけではありませんが、次でイメージをもっておいてください。

監査人の引継ぎ制度は、後任監査人が契約リスクを判断し適切に監査契約を締結するための制度です。

(6月の株主総会で選任され監査契約後、ただちに第1四半期レビューを行うため、時間がないのです。)

(前提)49期までT監査法人であったが、50期よりG監査法人に会計監査人が交代



第4章 個別論点

第5節 その他各論

○学習のポイント

- ・1. の後発事象・事後判明事実はたまたま論文に出題されますが、2. 比較情報は短答論点です。
- ・後発事象・事後判明事実については、会社法、金商法の時系列で理解する必要があり、テキストの378頁で最終的に全体像をつかみましょう。
- ・なぜ後発事象・事後判明事実についての対応が必要になるのか考えてみましょう。
- ・なぜ後発事象・事後判明事実について取扱いが異なるのか考えてみましょう。
- ・3. のその他の記載内容は、新たに試験範囲に加わった新しい論点です。
前回の5月短答ではじめて出題されました(しかも、解なし問題で!!!)

1. 後発事象

(1) 後発事象に関する監査手続(短答:A、論文:A)

前提: 後発事象は監査の対象であり、後発事象には監査手続の実施が必要となる。

理由: 後発事象がある場合、場合によっては財務諸表等の修正(修正後発事象の場合)、

もしくは、財務諸表についての注記(開示後発事象の場合)が必要となるため(211頁のとおり)。

(=翌期に発生した事象でも、当期の財務諸表等の修正又は注記が必要となることがあります。)

But 特徴: 後発事象が発生したかどうかの把握が難しい(重要な監査要点: 後発事象の「網羅性」)
そこで、網羅的にすべての後発事象を掴む(認識する)監査手続の実施が必要となるという流れです。

- ① 会社手続の理解(=企業及び企業環境の理解、つまり、リスク評価手続の実施)
(∵ 修正や注記を考えるのはまず会社側であるから(二重責任)、会社側がどのように後発事象を把握・識別しているかを理解する、これにより後発事象について重要な虚偽表示リスクを識別することも)
- ② 後発事象の有無についての質問(経営者確認書160頁No.5)
- ③ 期末日後に開催された重要な会議体の議事録閲覧
- ④ 翌期の試算表や月次決算書等の閲覧(=翌期の財務数値に多額or異常な金額変動がないか)
→①～③は必ず、④は利用可能な場合、その他追加で(※2)の手続を実施することもあります。

(参考) 211頁の説明時の補足レジュメの内容

(3) 重要な後発事象(短答:A、論文:A)

ゴシックの2つの後発事象の定義はそれぞれ必ず正確に覚えてください(監基報に定義がないため)。

- a) 修正後発事象、 b) 開示後発事象の2種類があり、追記(強調事項)の対象は b)のみです。
(a)は財務諸表に注記ではなく財務諸表本体を修正すべき事象、 b)は注記すべき事象だから)
 - a) ……決算日以前から実質的に生じていた事象が確定した場合
(例) 得意先の倒産(⇒貸倒引当金の修正)、裁判の敗訴(⇒損害賠償引当金の計上)
 - b) ……決算日後に取締役会によって重要な事項が決議されたような場合や災害の発生
(例) 増資・新株の発行の決議、ストックオプション付与の決議、子会社の買収の決議等

(2) 監査報告書日後の事後判明事実(短答:B、論文:B)

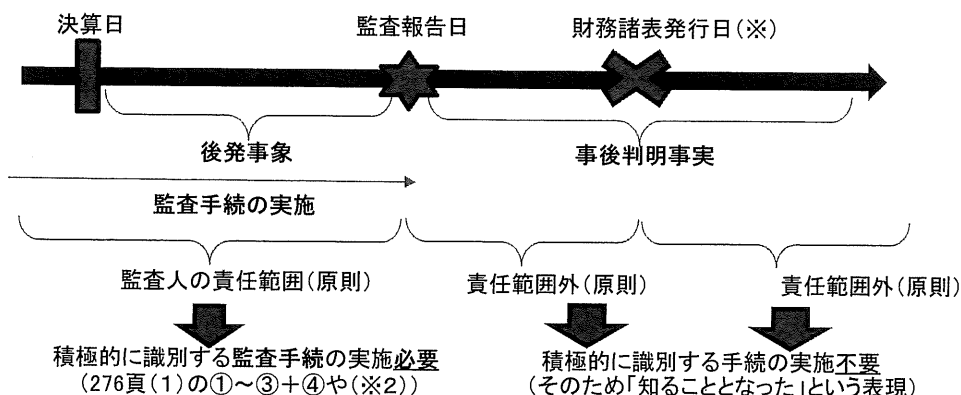
監査報告書日後に発生した後発事実を特に用語を区別して「事後判明事実」といいます。

(後発事象は監査報告書以前に発生したもので、それと区別するための呼称です。)

前提: 通常の後発事象は監査の対象だが、監査報告書日後の事後判明事実は原則監査対象外

理由: 監査報告書日に監査人は責任をすでに認めているから(その後は責任を負わない)

さらに、事後判明事実は、(監査報告書日後)財務諸表の発行の有無により対応が異なります。



(※) 財務諸表発行日とは、一般的には会社法であれば計算書類を含む招集通知の発送日、金商法であれば財務諸表を含む有価証券報告書の開示の日(EDINET掲載日)のことをいいます。

① 事後判明事実に関する手続(事後判明事実について知ることになった場合の手続)

事後判明事実とは、イメージとしては、「財務諸表の重要な誤り」を想像してください。

もし、事後判明事実を知るところとなった場合には、次の手続を実施、

a) 経営者等と協議、b) 修正や開示の要否の判断、c) (修正・開示する場合) 具体的な対応を経営者に質問
→ この結果、修正又は開示する場合が②、修正又は開示が必要なのに修正又は開示しない場合が③です
(参考) 修正は「修正後発事象」、開示は「開示後発事象」に対応した表現です。

② 経営者が財務諸表の修正・開示を行う場合の手続

前提: すでに監査報告書は発行済みであるから、責任はすでに果たしている

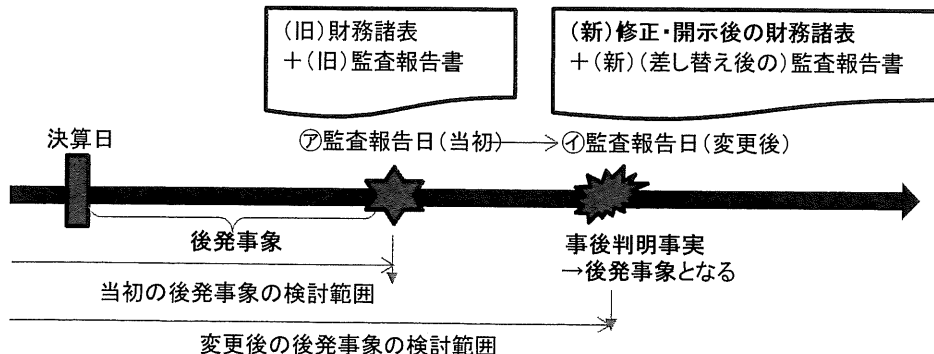
しかし、修正又は開示により監査報告書の発行対象となる財務諸表等が変わってしまった!

そのため、a) 適切に修正又は開示されていることを確かめるための監査手続の実施

b) 当該事後判明事実が後発事象になり、c) のとおり新たに監査報告書が発行される

ことになるため、後発事象の手続範囲を拡大して実施(⑦→④へ)

c) (そのうえで) 監査報告書を新たに発行して差替える



③ 経営者が「必要な」財務諸表の修正・開示を行わない場合の手続

前提: 事後判明事実ではあるが、これは本来修正・開示しなければ除外事項となる

→ この場合、a) 監査報告書をまだ提出していない場合、b) 既に提出している場合によって対応が変わる

つまり、a) 意見に関する除外として取扱い、監査意見への影響を評価・考慮し、審査をやり直す

影響の程度によっては監査報告書を新たな意見(例: 無限定→限定付)に差し替える

b) 通知(修正・開示を行うまでは財務諸表を第三者に発行しないこと)

④ 誤った財務諸表が公表されてしまっているので、「訂正」という言葉で区別されています。

もし企業が「訂正」する場合に実施することは、上記の②と同じです。

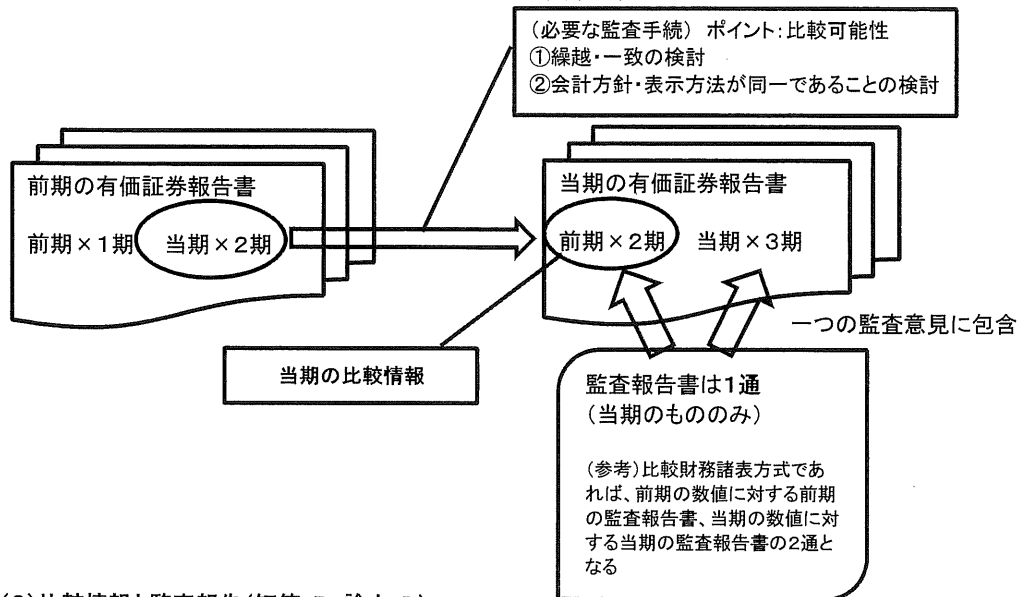
2. 比較情報

(1) 比較情報とは(短答:B、論文:D)

有価証券報告書は2期比較形式なので、当年度数値の比較対象となる前期数値を「比較情報」といいます。日本では、財務諸表等規則上、①対応数値方式を採用することが規定されています。
(「当年度の財務諸表」という用語は、前年度の財務諸表を含んだ概念として整理されています。)

(2) 比較情報と監査手続(短答:B、論文:D)

前提: 前期の対応数値は前期に監査されていることが通常です

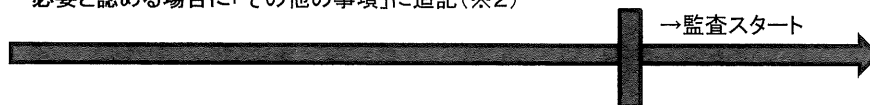


(3) 比較情報と監査報告(短答:B、論文:D)

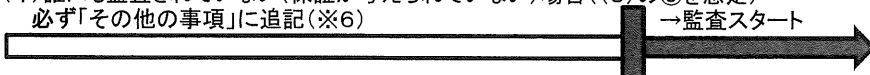
(3)における対応数値は比較情報のこと、すなわち、当年度数値からみた前期数値とってください。
前期数値は当年度数値の一部であることから、前期数値に個別意見を表明しているかの誤解を与えないため、原則として、比較情報に対して言及してはなりません。しかし、①～③の場合には言及されることがあります。
①②はともに、比較情報に虚偽表示があるから、当年度の財務諸表の意見に関する除外として取り扱われます。
③は前年度の財務諸表が監査されていないことが問題なのではありません。
この場合、監査人の責任範囲を限定するためにその他の事項に監査されていない旨を追記します(※6)。
ただし、当期の監査はBSの期首残高を出発点としてスタートとしますので、BSの期首残高について、十分かつ適切な監査証拠を得る必要があり、得られなければ監査範囲の制約になります。
※ ③について比較情報のPLについては監査を行う必要はありません。

(参考) 前期が監査されている場合とそうではない場合の違い

(ア) 別の監査人に監査されている場合((3)の②を想定)
必要と認める場合に「その他の事項」に追記(※2)



(イ) 誰にも監査されていない(保証が与えられていない)場合((3)の③を想定)
必ず「その他の事項」に追記(※6)



【研究】初年度監査の期首残高(短答:C、論文:D)

今後出題可能性が高まれば、授業や答練で取り上げます。

【図表7】監査事務所と個々の監査業務の品質管理～監査法人の二階建て品質管理～

